

○伊賀市職員提案制度実施規程

平成26年6月12日訓令第44号

伊賀市職員提案制度実施規程

(目的)

第1条 この規程は、市行政全般について、職員の積極的な提案を奨励し、その実現を図ることにより、職員の創造力、研究心及び市政運営への参加意欲を高めるとともに、行政運営の改善及び効率の向上に資することを目的とする。

(提案の要件)

第2条 提案は、提案者の創意及び研究による具体的かつ実現可能なもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 新たな制度の創設に関するもの
- (2) 既存制度の改善に関するもの
- (3) 市民サービスの向上、業務の効率化、経費削減等に関するもの
- (4) その他行政運営上特に有効であるもの

(提案者等の資格等)

第3条 提案者及び共同研究グループに応募できる職員は、伊賀市職員定数条例（平成16年伊賀市条例第38号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）とする。

2 提案は、単独又は2人以上で共同して行うことができるものとする。

(提案の時期)

第4条 提案は、随時行うことができるものとする。

(権利の帰属)

第5条 この規程に基づく提案、研究成果等に関する全ての権利は、市に帰属するものとする。

(提案の方法)

第6条 提案者は、職員提案票（様式第1号）に参考資料を添付し、企画振興部総合政策課長（以下「事務担当課長」という。）に提出するものとする。

(提案の受理)

第7条 事務担当課長は、前条の規定により職員提案票を受理したときは、提案受付簿（様式第2号）に記載する。

(提案の公開)

第8条 事務担当課長は、提出された提案をグループウェアで庁内に公開し、提案内容に関する所属（以下「関係課」という。）及び職員からの意見を募集する。

(職員提案審査会)

第9条 提案を審査するため、提案審査会を置く。

- 2 提案審査会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 提案審査会に会長及び副会長を置く。
- 4 会長には市長、副会長には参与をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、提案審査会を招集する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(提案の審査)

第10条 提案の審査に際しては、その創造力、研究心及び改善内容その他の要素を考慮して公正に評価し、別表第2に規定する判定区分に応じて判定するとともに、別表第3に規定する褒賞（以下「褒賞」という。）に該当する提案を決定するものとする。

- 2 提案審査会は、前項に規定する評価、判定及び褒賞を決定するため、提案者に対し、提案内容の説明を求めることができる。
- 3 提案審査会は、提案の審査に必要があると認めるときは、関係課職員に対し出席を求め、意見を聴くことができる。

(提案者への通知)

第11条 市長は、提案審査会の審査結果が決定したときは、提案者に対し職員提案審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(褒賞)

第12条 市長は、提案審査会の審査結果に基づき、提案者に対し褒賞を授与するものとする。

(提案の実施検討)

第13条 市長は、審査結果のうち、実施又は実施の検討が必要と認められる提案（以下「実施提案等」という。）について、提案内容に関係のある部長等に対し、必要な措置を指示するものとする。

- 2 前項の指示を受けた部長等は、その実施提案等の実施検討結果及び取組状況並びに実施結果を市長に報告しなければならない。

(結果の公表)

第14条 提案結果は、グループウェアの掲示板で庁内に公開するほか、伊賀市ホームページで公表する。

(共同研究グループ)

第15条 市長は、審査結果のうち、課題解決に向け更なる研究を行うことが適当と認められる提案の研究を行うためのグループ（以下「共同研究グループ」という）を組織する。

- 2 共同研究グループに参加を希望する職員は、事務担当課長に共同研究グループ参加申込書（様式第4号）を提出するものとする。
- 3 市長は、必要と認める場合は、前項により参加を希望する職員のほか、研究課題の関係課から所属長の推薦により職員を参加させることができる。
- 4 共同研究グループは、自主的に研究活動を行う。ただし、研究課題の関係課は、共同研究グループの求めに応じて、可能な限り協力するものとする。

（報告会）

第16条 報告会は、中間報告会と最終報告会とし、共同研究グループは、共同研究報告書（様式第5号）を作成の上報告を行う。

- 2 事務担当課長は、共同研究グループの研究成果について、進捗状況に合わせて1回以上の中間報告会及び1回の最終報告会を開催する。
- 3 報告会の出席者は、庁議構成員、関係課職員等とする。
- 4 最終報告会は、原則公開とする。ただし、研究の内容等が伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当する場合は、非公開とすることができる。

（研究成果の実施検討）

第17条 市長は、共同研究グループによる研究成果を受け研究課題の関係部長等に対し、課題解決に向け必要な措置を指示するものとする。

- 2 前項の指示を受けた部長等は、その実施検討結果及び取組状況並びに実施結果を、市長に報告しなければならない。

（結果の公表）

第18条 研究結果等は、グループウェアの掲示板で庁内に公開するほか、伊賀市ホームページで公表する。

（庶務）

第19条 提案に関する庶務は、企画振興部総合政策課において処理する。

（その他）

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月12日から施行する。

附 則（平成27年2月24日訓令第3号）

この訓令は、平成27年2月24日から施行する。

附 則（平成27年4月21日訓令第30号）

この訓令は、平成27年4月21日から施行する。

附 則（平成28年8月1日訓令第50号）

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

市長
参与
教育長
水道事業管理者
総務部長
企画振興部長
財務部長
人権生活環境部長
健康福祉部長
産業振興部長
建設部長

別表第2（第10条関係）

提案判定基準

判定区分	基準
実施	提案の内容を実施することが適当なもの
実施検討	実施に向けた検討を行うことが適当なもの
研究課題	課題解決に向け、更なる研究を行うことが適当なもの
保留	提案の内容の再検討が必要なもの
実施困難	提案の内容を実施することが困難なもの
実施不適	提案の内容が不適当なもの
実施済	既に実施又は実施の決定が公にされているもの

別表第3（第10条関係）

褒賞の基準

賞の区分	基準
最優秀賞	極めて優れているもの
優秀賞	優れているもの
佳作	優秀賞に次ぐもの